

【1994年2月21日】医療保険制度及び老人保健・福祉制度の改正案（諮問書、要綱）
社会保障制度審議会（総会第468回）

平成6年2月21日

社会保障制度審議会
会長 隅谷 三喜男 殿

厚生大臣 大内 啓伍

諮問書

医療保険制度及び老人保健・福祉制度を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法(昭和23年法律第266号)第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

医療保険制度及び老人保健・福祉制度の改正案要綱

第1 改正の趣旨

医療保険制度を通じ、国民の多様なニーズに応じながら、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供していくとともに、老人保健・福祉施策の総合的推進を図るため、保険給付の範囲・内容等を見直し、療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設、出産育児一時金の創設、拠出金による老人保健施設整備等の実施、利用者本位のサービス提供体制の整備その他所要の改正を行うものであること。

第2 健康保険制度の改正

1. 「療養の給付」に関する事項

(1) 看護・介護に係る給付の見直し

保険医療機関における看護・介護サービスを充実し、保険外負担の中核をなす付添看護・介護を解消するため、看護・介護に係る給付は、保険者が直接行うものとする旧来の規定を改め、療養の給付として保険医療機関から受けるものと法文上明確に位置付けること。

(2) 在宅医療の推進

在宅医療の推進を図るため、療養の給付として居宅における療養上の管理及び看護を法文上明確に位置付けること。

(3) 入院時の食事に係る給付の見直し

入院時の食事サービスの質の向上及び入院と在宅との負担の公平を図るため、入院時の食事に係る給付の方式を改め、新たに入院時食事療養費の支給制度を設けること。

(4) 移送の現金給付化

患者移送の実態等に鑑み、移送に係る給付は、療養の給付として保険者が行うという旧来の規定を改め、移送費または家族移送費という現金給付に改めること。

2. 付添看護・介護に係る療養費に関する事項

付添看護・介護を、平成7年度末をもって解消するため、現行の付添看護・介護に係る療養費は、平成7年度末までの間（計画的に移行していることなど、厚生大臣の定める要件に該当するものとして都道府県知事の承認を得た医療機関における付添看護・介護については、平成8年度以後厚生大臣の定める日までの間）に限り、支給できるものとする。

3. 訪問看護制度に関する事項

(1) 在宅医療を推進するため、難病患者や末期ガン患者等の在宅患者が、指定訪問看護事業者の看護婦等から訪問看護サービスを受けたときは、保険者は訪問看護療養費を支給すること。

(2) 訪問看護療養費の額は、訪問看護に要する平均的な費用を勘案して厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し定めるところにより算定した額の8割（厚生大臣の告示する日までの間は9割）に相当する額とすること。

また、被扶養者については、家族訪問看護療養費を支給することとし、その額は、算定額の7割に相当する額とすること。

(3) 保険者は、訪問看護療養費として支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、指定訪問看護事業者に対しその費用を支払うことができるものとする。

また、訪問看護事業者は、被保険者から利用料の支払を受けた場合には、領収証を交付しなければならないものとする。

(4) 都道府県知事は、申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人、その他厚生大臣が定める者であって、厚生大臣が定める人員及び運営の基準に従って適正に訪問看護を提供することができると認められるときに指定を行うこと。

また、指定老人訪問看護事業者の指定があるときは、別段の申請がなければ指定訪問看護事業者の指定があったものとみなすものとする。

(5) 指定訪問看護事業者は、厚生大臣が定める人員及び運営の基準を遵守しなければならないこと。厚生大臣は、当該基準を定めるときには、指定に係る訪問看護の取

扱いに関する部分については中央社会保険医療協議会に、それ以外の部分については医療保険審議会に諮問するものとする。

また、指定訪問看護事業者は、船員保険法、国民健康保険法等の訪問看護を提供するものであること。

4. 入院時食事療養費に関する事項

- (1) 被保険者が入院時に受けた食事の提供について、保険者は、入院時食事療養費を支給すること。
- (2) 入院時食事療養費の額は、入院時の食事に要する平均的な費用を勘案して、厚生大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し定める基準により算定した額から、平均的な家計における食費を勘案して厚生大臣が告示で定める額（標準負担額）を控除した額とすること。
- (3) 所得の状況その他の事情を勘案して省令で定める低所得者（市町村民税非課税の者等）の標準負担額については、厚生大臣が別に告示で定める額とすること。
- (4) 厚生大臣は、平均的な家計における食費の状況が著しく変動したときには標準負担額を速やかに改定するものとする。
標準負担額については、総務庁の家計調査における1人当たりの平均の食費の支出を勘案して平成6年度には1日800円とし、低所得者は1日660円とすること。
この額を定めあるいは改定するときには、医療保険審議会に諮問すること。
- (5) 保険者は、入院時食事療養費として支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、保険医療機関等に対しその費用を支払うことができるものとする。
保険医療機関等は、被保険者から支払を受けた場合には、領収証を交付しなければならないこと。
- (6) 入院時の食事の提供は、省令の定めるところにより保険医療機関等が行うものとする。
- (7) 入院時の食事に係る標準負担額は、高額療養費の支給の対象たる費用の負担には、含まれないものとする。
- (8) 被扶養者が入院時に受けた食事の提供については家族療養費としてその費用を支給すること。その場合の標準負担額その他については上記の被保険者に係る入院時食事療養費に準じるものとする。

5. 現金給付に関する事項

(1) 移送費・家族移送費の支給

被保険者が療養の給付などの保険診療を受けるため移送されたときには、保険者は、必要であると認められる場合について、省令で定めるところによって算定した額を移送費として支給すること。また、被扶養者が移送された場合には、家族移送費を支給

すること。

(2) 出産育児一時金・配偶者出産育児一時金の支給

子供が健やかに生まれ育つための環境づくりという観点から、被保険者が分娩したときには、現行の分娩費と育児手当金を包括化し、出産育児一時金として政令で定める額（30万円）を支給すること。また、被扶養者である配偶者が分娩したときには、同様に配偶者出産育児一時金を支給すること。

(3) 被扶養者がいない被保険者が入院した際の傷病手当金及び出産手当金の額の算定に関し、その減額措置（標準報酬日額の6割を4割に減額）を廃止すること。

6. 保険者の保健福祉事業に関する事項

(1) 人間ドック等の健康診査や健康づくり活動等の健康の保持増進のための事業については、疾病予防や健康管理の重要性に鑑み、保険者はその実施に努めるべきものとする。

(2) 上記のほか、保険者が実施し得る事業として、療養資金の貸付等の現行の事業に加え、在宅療養に必要な用具の貸付等の療養環境の向上のための事業を加えること。

7. 標準報酬に関する事項

標準報酬月額の下限を92,000円（現行80,000円）とすること。

8. 保険料に関する事項

育児休業期間中の保険料については、その負担軽減を図るため、申請により被保険者分を免除するものとする。

9. 国の負担に関する事項

政府管掌健康保険事業の入院時食事療養費、訪問看護療養費等に要する費用については、国庫は療養の給付に係る補助と同様の補助を行うものとする。

10. 健康保険法第69条の7の規定による被保険者に関する事項

(1) 労働時間の短縮に伴い、療養の給付等の受給要件を改め、前2月間に通算して26日分（現行28日分）以上の保険料が納付されているものとする。

(2) 療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費、現金給付及び国の負担に関する事項について、一般の被保険者と同様の改正を行うこと。

11. その他の事項

その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 船員保険制度の改正

1. 健康保険制度の改正に準じた改正

療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費、現金給付、保険者の福祉事業、標準報酬及び保険料に関する事項につき、船員保険の特性に対応しつつ、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

2. 遺族年金（災害補償）に関する事項

遺族の範囲に含まれる子等の年齢を18歳の年度末までとし、遺族年金及びその加給金の対象者を拡大すること。

第4 国民健康保険制度の改正

1. 健康保険制度の改正に準じた改正

療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費、現金給付及び保険者の保健事業等に関する事項につき、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

これに伴い、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に要する費用については国の負担または補助の対象とすること。

2. 国民健康保険医、国民健康保険薬剤師及び療養取扱機関等に関する事項

規制緩和等の観点から、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師、療養取扱機関及び特定承認療養取扱機関の制度を廃止し、健康保険法に規定する保険医等及び保険医療機関等において国民健康保険の療養の給付等を担当するものとする。

3. 被保険者に関する事項

特別養護老人ホーム、児童福祉施設等の社会福祉施設への入所措置が採られたことにより当該施設所在地の市町村に転入してきた者については、当該措置が採られた際の住所地の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

第5 老人保健制度の改正

1. 健康保険制度等の改正に準じた改正

医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関する事項につき、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

(注) 標準負担額については、以下のとおりとする。

- ・一般（総務庁の家計調査における1人当たりの平均の食費の支出を勘案）...800円/

日

- ・市町村民税非課税の者等 …660 円/日
- ・市町村民税非課税世帯に属する老齢福祉年金受給権者 …300 円/日

この額を定めあるいは改定するときには、政令で定める審議会（老人保健福祉審議会（仮称））に諮問すること。

2. 拠出金による事業の実施に関する事項

(1) 医療保険の保険者からの拠出金を財源として社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）が政令で定める事業を行うこと。

(注) 政令で定める事業は、医療法人、社会福祉法人、医療保険の保険者等が行う次に掲げる事業に対する補助とする。

- ・老人保健施設の整備
- ・老人訪問看護ステーションの整備
- ・在宅療養を支援する事業

(2) (1)の事業に要する費用については、保険者からの事業費拠出金をもってこれに充てるものとする。

(3) 各保険者の事業費拠出金の額は、当該年度の当該保険者の概算医療費拠出金に政令で定める率を乗じて得た額とする。

(4) 厚生大臣は、(1)の政令で定める事業及び(3)の政令で定める率を定める際には、あらかじめ、老人保健福祉審議会の意見を聴かなければならないこと。

(5) 基金の行う事業については、平成11年度末までの間において、事業の実施状況等を勘案し、必要に応じ、事業のあり方について検討を加えるものとする。

3. 老人保健施設の開設者等のサービス提供の責務に関する事項

老人保健施設の開設者及び指定老人訪問看護事業者は、その提供するサービスの質の評価を行う等により常にサービスを受ける者の立場に立って、これを提供するように努めるものとする。

4. 老人保健福祉審議会の創設に関する事項

(1) 高齢者の保健福祉サービスのあり方を総合的に審議するため、老人保健審議会、中央社会福祉審議会老人福祉専門分科会及び公衆衛生審議会老人保健部会を統合し、新たに老人保健福祉審議会を創設すること。

(2) 厚生大臣は、この法律も規定による一部負担金及び拠出金並びに老人保健施設に関する事項その他の老人保健に関する重要事項（中央社会保険医療協議会の所掌に属する事務を除く。）については、あらかじめ、老人保健福祉審議会に諮問するものとする。

5. その他の事項

- (1) 老人福祉施設入所者特例措置の適用を受ける国民健康保険の被保険者に対する老人医療については、当該老人福祉施設への入所の措置を採った市町村の長が行うものとする。
- (2) 市町村長は、老人医療に係る第三者行為求償事務を国民健康保険団体連合会に委託できるものとする。
- (3) その他所要の改正を行うこと。

第6 老人福祉制度の改正

1. 情報提供体制の整備に関する事項

- (1) 市町村が、老人の福祉に関する情報の提供を行うこととし、情報の提供を在宅介護支援センターその他の厚生省令で定める施設に委託できることとする。
- (2) 在宅介護支援センター及び在宅介護支援事業を法定化すること。

2. 老人保健制度の改正に準じた改正

処遇の向上及び審議会の創設に関する事項につき、老人保健制度の改正（第5の3及び4）に準じた改正を行うこと。

3. その他の事項

その他所要の規定の整備を行うこと。

第7 施行期日等

1. 下記2、3、4の事項を除き、平成6年10月1日から施行すること。
2. 第5の3のサービス提供の責務に関する事項等、第5の5の(2)の第三者求償委託事務に関する規定並びに第6の1の情報提供体制の整備に関する事項については、公布の日から施行すること。
3. 第2の10の健康保険法第69条の7の規定による被保険者の受給要件、第5の4の老人保健福祉審議会の創設に関する事項等については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
4. 第2の6の保険者の保健福祉事業、第2の8の育児休業期間中の保険料免除、第3の

2 の遺族年金等の対象の拡大、第 4 の 3 及び第 5 の 5 の (1) の社会福祉施設入所者に対する国民健康保険の被保険者資格等の特例については、平成 7 年 4 月 1 日から施行すること。

5 . 国家公務員等共済組合法等各種共済組合法に関し、療養の給付、付添看護・介護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費及び現金給付等に関する事項につき、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

6 . 結核予防法等公費負担医療各法に関し、療養の給付に相当する給付（看護・介護及び在宅医療に係るものに限る。）について、健康保険制度の改正に準じた改正を行うこと。

7 . その他所要の改正を行うこと。